

選考委員のコメント（第一中学校）

- 身近な事例と Web サイトの作成でより著作権に対する理解が深まっている。
学習指導計画が 2 ページに纏められており汎用性もある。
学習指導要領で「経済的損害」について指導例として明示されている旨の記載があるが、「5.成果と課題」にその記載がないのでどのように指導されたか気になるところである。
- YouTube への違法アップロードやドラえもん最終話の事例を取りあげたことで、著作権についての関心が高まった様子が伝わり、他校でも扱いやすい事例である。しかし、テーマの柱である Web ページの制作活動については、子ども達にどんな気付きがあり、どのように変容したのかについての記述が欲しいと感じた。
- 「Web サイトを作成」「Web サイトの利用規約と許諾」とテーマ・内容にあるが、今事例ではその手前で終わっている。3～6 時限目の実践事例を期待したい。
- 技術家庭科における情報モラル教育の中で著作権教育を扱ううえで標準的な実践例となるべき実践と考えられる。
オーソドックスな内容であるが、題材の組み合わせ方などに工夫がある。
取り上げた題材についての記述が詳しく述べてあり、他の参考としての資料性が高い報告内容である。
6 時間という時間数であったが、もっと少ない時間数でも効果的に学習できるような改良にも期待したい。
- 技術・家庭科で、改めて指導することになった著作権の位置づけをよく理解している。
指導者が事前にいろいろな著作権問題の事例についてよく研究している。
指導計画が詳しく書かれており、実践事例としては一定の評価ができる。
授業中に使用したワークシート等の資料があるとさらによかった。
- 実際に報道された事件を取り上げて生徒に考えさせるという題材はよいが、せっかくなら関係する人に直接生徒が電話やメールで話を聞く活動を取り入れると、生徒はより身近に感じると考える。
- Web サイトでの侵害行為で、動画投稿サイトやブログに着目した点は、小学生、中学生といった侵害者が低年齢化している中で画期的である。特に、著作者の気持ちを知ることから、著作権の必要性を知るといことは大変意義がある。
- 著作権の授業実践を通じて、生徒の著作権に対する意識の向上と、なぜ著作権制度が必

要かということを理解するようになった点を評価。

○実際に起きた事件を基にして著作権教育を行っていることは、中学生にとって大変有効である。子どもの感想から、子どもの意識の変容がよく読み取れる。WEBサイトの作成にもしっかりと活かされているのがすばらしい。学習したことをしっかり活用できている。